

第43回（平成27年度第1回）川崎市介護保険運営協議会 会議録

1 日 時 平成27年7月16日（木） 午後2時から午後4時

2 場 所 川崎市役所第3庁舎18階大会議室

3 出席者

（1）委 員

（出席 17名）

竹内会長、関口委員、新井委員、石川（公）委員、柿沼委員、齋藤委員、佐野委員、
染谷委員、中馬委員、戸田委員、花村委員、原田委員、平山委員、丸山委員、三竹委員、
三津間委員、吉田委員

（欠席 2名）

石川（恵）委員、渡辺委員

（2）事務局

成田局長

佐藤長寿社会部長

高齢者事業推進課：関川課長、清水計画推進係長

高齢者在宅サービス課：手塚課長

介護保険課：本間課長、菊川管理係長、田村保険料係長

地域包括ケア推進室、熊切担当課長、小林介護予防担当係長、岩丸地域包括支援係長、
高橋医療連携・認知症担当係長

4 傍聴者 1名

5 議 題

1 協議事項

（1）会長及び副会長選出（公開）

（2）部会委員指名（公開）

（3）報告事項（公開）

①第6期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

「かわさきいきいき長寿プラン」について

②低所得者の保険料軽減の強化について

③平成27年度介護保険運営協議会の開催予定について

④介護保険の執行状況

⑤地域密着型サービス等部会の報告

（4）その他（公開）

6 審議経過

(1) 会長及び副会長選出（公開）

本間課長： ただいまから、第43回平成27年度第1回の介護保険運営協議会に入りますが、その前にこの会議の公開についてひとこと申し上げます。

本日の会議につきましては、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づく非公開事項がないため、公開の取扱いとなります。御了承をお願いいたします。

それではまず、議題の（1）会長及び副会長の選出については健康福祉局長が座長を務めさせていただき、会長及び副会長の選出を行いたいと存じますがいかがでしょうか。

【 異議なし 】

成田局長： 僭越ではございますが、会長、副会長が決まるまでの間、座長を務めさせていただきます。御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

「資料1」21ページのとおり、「川崎市介護保険運営協議会規則」第3条の規定により、会長及び副会長各1名選出することとなっています。では、事務局から案をお願いします。

佐藤部長： 事務局の案としては、昨年度、策定した「第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」について、本年度からの実際の執行状況を検証する必要があると考えていることから、前回に引き続いて、国際医療福祉大学大学院教授である竹内委員に会長を、また、川崎市医師会の理事である関口委員に副会長をお願いしたいと存じます。

成田局長： 事務局より、会長には竹内委員、副会長には関口委員との推薦がありましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。

【 異議なし 】

成田局長： 異議なしということなので、会長には、竹内 孝仁委員、副会長には関口 博仁委員と決定させていただきます。

(2) 部会委員指名（公開）

竹内会長： それでは、議題の（2）部会委員の指名に移らせていただきます。事務局から説明をお願いいたします。

事務局： （「資料1」の「川崎市介護保険運営協議会規則」の部会規定により、「資料2」の部会委員指名の事務局案について説明）

竹内会長： ただいまの事務局からの説明及び事務局案につきまして、御意見・御質問はありますか。

御意見等ないようですので、部会の委員については、事務局案のとおり、指名させていただきます。

(3) 報告事項（公開）について

竹内会長： それでは、議題の（3）報告事項の①第6期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： （「資料3」「資料4」「資料5」「資料6」により説明）

竹内会長： ただいまの事務局からの説明について、御意見・御質問はありますか。

関口副会長： 「かわさき健康福寿プロジェクト」の部分について質問ですが、特養における在宅復帰をお考えということは、リハビリテーションなどを想定しているのでしょうか。

関川課長： 特養というと終の棲家というイメージになってしまいますが、もちろんリハに取り組んでいただいて、要介護度の改善あるいはADLの改善を目指していくことはあります。本入所の中での取り組みの一つと考えております。在宅入所相互利用制度を活用して、3ヶ月単位を数名で部屋をシェアしていくような考えで進めていきたいと考えております。

関口副会長： 特養と老健の境目を無くすというわけではないわけですね。

関川課長： 特養と老健の役割は異なりますので、境目をなくしていくわけではありません。
老健が一部特養化しているという意見はありますが、医師、看護師、OT、PT、等の医療的管理の下、在宅復帰を目指すのは勿論必要でありまして、多少近づくとしても、境目を無くすることまでは、考えておりません。

竹内会長： 報告事項の②低所得者の保険料軽減の強化について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： （「資料7」により説明）

竹内会長： ただいまの事務局からの説明について、御意見・御質問はありますか。

柿沼委員： 8月改正の関連で、補足給付について、施設から家族に対して預貯金がいくらあるか、貴金属はどれだけあるかの根拠を提出してくださいなどの依頼や登記簿謄本や生命保険があると対象外であるなどの説明が行われることで、混乱が生じている。厚生労働省の資料によるとそのようには記載されていないようですよね。資産状況の調査を行う権限は施設ではなく保険者ではないでしょうか。川崎市の方で説明がきちんとなされているかどうかお聞きしたい。

本間課長： 食費・居住費の負担軽減の件についてですが、施設やケアマネジャーの協力を得ながら、利用者様に対しては厚生労働省などのパンフレット等を活用し通知書と共に案内を送付しております。また、不明な点がある場合につきましては、個々のケースごとに説明をさせていただいているところであります。

竹内会長： 要するに、市の説明と施設の説明に食い違いがあるということですね。それは区に対して問合せをして解決しますかね。

柿沼委員： 資産情報については市が把握し、施設に対しては軽減が適用されるかどうかの通知のみなされればよいのではないのでしょうか。

本間課長： 施設に対しましては、あくまでも書類提出の協力をしていただいているところでございます。書類の不備・不足等の確認は区役所で行います。

柿沼委員： 事業者に対して、しっかりと説明を行っていただきたいと思います。

竹内会長： 報告事項の③平成27年度介護保険運営協議会の開催予定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： （「資料8」により説明）

竹内会長： ただいまの事務局からの説明について、御意見・御質問はありますか。

竹内会長： 報告事項の④川崎市介護保険の執行状況について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： （「資料9」により説明）

竹内会長： ただいまの事務局からの説明について、御意見・御質問はありますか。

三津間委員： チェックリストについて、今年度は75歳以上の方への配布となっているのでしょうか。それから、二次予防対象者数より参加承諾者数が多いのはどうしてでしょうか。また、これは以前にも申しておりますが、地区把握の手法は参加承諾率がチェックリストを配布する手法よりもかなり高いですね。もう1点、61ページの普及啓発事業のグループ支援事業は回数や人数が多いのですが、これは、リーダー育成事業等に繋がっておりますか。

熊切課長： チェックリストは、今年度より75歳以上配布となっております。チェックリスト配布の件ですが27ページの「資料5」で、【参考】介護予防・日常生活支援総合事業の構成の図表の中で、既存の介護予防事業一次予防事業、二次予防事業の構成が見

直され、一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業となる予定のため、一律郵送という手法はとりません。今年度も必要な方に対しては地区把握を行っていくところであります。

小林係長： 参加承諾者数につきましては、前年度に配布されたチェックリストの方が含まれます。チェックリスト配布から承諾までに時間を要するためです。

三津間委員： ありがとうございます。グループ支援事業の件はいかがでしょうか。

竹内会長： グループがあらかじめ結成されているわけでおのずと数字は出てくるわけですね。

熊切課長： その通りとなります。

竹内会長： 他にございますか。

中馬委員： 48ページの居宅療養管理指導の数字は医師、歯科医師、薬剤師などが行うものを併せたものでしょうか。施設への訪問診療の数字だとしても私のイメージとは離れているので。

菊川係長： 中馬委員のお考えの通りです。

中馬委員： この数字は分けることは可能でしょうか。

菊川係長： データを追ってゆけば把握は可能かと思います。

竹内会長： 報告事項の⑤地域密着型サービス等部会の報告について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： （「資料10」により説明）

竹内会長： ただいまの事務局からの説明について、御意見・御質問はありますか。

| | |-------------| | (4) その他（公開） | |-------------|

竹内会長： 事務局から何かありますでしょうか。

事務局： 次回の日程を説明

竹内会長： 私事ですが、「家族で治そう認知症」というテーマでテレビ出演します。この番組では、私が従来から提案している、ご家族に認知症の症状を取るケアをとりあげます。ケア方法をお教えして、毎月助言しながら半年行うというものです。実施後の症状の

消失率は9割となり我が家の生活に戻っていく。川崎市の事業でもありますので、ご覧いただければと。これからは、要介護状態の人を自立状態にもっていくのが大きなテーマになると考えられますのでご参考までにと。実例として、徘徊していた男性が現在ではデイサービスの水分チェック係のボランティアを行っているなどがあります。

他に御意見などないようですので、以上をもって、第43回川崎市介護保険運営協議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。